2 償却資産の価格等に関する調

① 合 計 (1) 全 国 計

																					(1 1-	Z · 1 □ /
																	課税標準	額	の	内	訳	
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	0)	も (ロ)
市	構			築			物		19,	558, 33	0, 910			19, 082	2, 890	, 448	432, 506, 027			18,	650,	384, 421
市町村長が価格等を決定したもの	機	械	及		び	装	置		40,	459, 52	2, 460			39, 698	8, 491	, 862	591, 495, 909			39,	106,	995, 953
が価値	船						舶			393, 54	7, 154			22	5, 916	, 506	145, 462, 988				80,	453, 518
格等を	航			空			機			27, 04	2, 304			20	6, 921	, 784	241, 043				26,	680, 741
決定	車	両	及	び	運	拼	盟 具			464, 39	4, 371			458	8, 634	, 505	5, 429, 532				453,	204, 973
したま	エ	具・	器	具	及	び	備品		14,	317, 76	6, 936			14, 28	1, 099	, 550	53, 254, 987			14,	227,	844, 563
0	小			計			(/ \)		75,	220, 60	4, 135			73, 77	3, 954	, 655	1, 228, 390, 486			72,	545,	564, 169
法関第	総務	大臣が作	価格等を	を決気	定し、	配分し	たもの		40,	359, 90	6, 914			35, 89	5, 953	, 868	_					_
法関 第 三八·	道府	県知事な	が価格等	テを決	定定し、	配分	したもの		2,	413, 05	0, 407			1, 990	0, 087	, 561	_					_
九条係	小			計			(=)		42,	772, 95	7, 321			37, 886	6, 041	, 429	_					_
法第7	743 条 定した	第1項の もの	規定に	よりう	道府県	知事が	ぶ価格等 (ホ)			465, 44	2, 910			44	1, 482	, 105	_					_
合				计			+ (二) + (お)		118,	459, 00	4, 366		1	12, 10	1, 478	, 189	_					-
同上	市	町	村		分	の	額				_		1	11, 90	3, 913	, 712	_					_
同上内訳	道	府	県		分	の	額				-			197	7, 564	, 477	-					_

(2) 大都市計

																					(1 1	· 1 [7]
																	課税標準	額	の	内	訳	
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	0	€ Ø
市	構			築			物		7,	030, 45	7,660			6, 91	1,671	, 331	107, 940, 805			6,	803, 7	730, 526
市町村長が価格等を決定したも	機	械)	支	び	装	置		7,	964, 90	1,081			7, 742	2, 905	, 342	194, 746, 326			7,	548, 1	59, 016
が価値	船						舶			104, 36	7, 351			6'	7, 294	, 503	36, 272, 101				31, 0	22, 402
格 等 **	航			空			機			10, 73	7, 105			10	0, 678	, 408	117, 393				10, 5	561, 015
決定	車	両	及	び	運	搬	支 具			125, 93	6, 593			12	1, 702	, 326	4, 251, 573				117, 4	150, 753
した。	エ	具·	器	具	及	び	備 品		5,	603, 76	0,772			5, 589	9, 387	, 714	34, 692, 554			5,	554, 6	895, 160
0	小			計			(/)		20,	840, 16	0, 562			20, 44	3, 639	, 624	378, 020, 752			20,	065, 6	818, 872
法関第	総務	大臣が	価格等	章を決	定し、	配分し	たもの		9,	400, 35	0, 925			8, 47	3, 149	, 580	_					_
法関第 三八·	道府	県知事な	が価格	等を決	夬定し、	配分	したもの			278, 44	5, 645			240	6, 730	, 438	_					_
九条係	小			計			(=)		9,	678, 79	6, 570			8, 719	9, 880	, 018	_					_
法第7を決分	743 条 定した。	第1項の もの)規定	により	道府県	知事か	「価格等 (ホ)				_					-	_					_
合				計		(/ \) +	- (二) + (壮)		30,	518, 95	7, 132			29, 16	3, 519	, 642	_					_
同上	市	町	†	寸	分	0)	額				-			29, 16	3, 519	, 642	_					_
同上内訳	道	府	ļ	Ī,	分	0)	額				-					-						-

(3) 都 市 計

																						(1 1-	<u>v. </u>
																		課税標準	額	の	内	訳	
	種					類			決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(1)	以	外	Ø	も の (ロ)
市	構			築				物		10,	772, 82	6, 809			10, 47	5, 115	, 234	272, 465, 041			10,	202,	650, 193
市町村長が価格等を決定したもの	機	械	及		び	装		置		28,	068, 30	5, 578			27, 61	3, 064	, 290	333, 132, 553			27,	279,	931, 737
が価値	船							舶			235, 14	1, 498			12	9, 188	, 017	88, 011, 196				41,	176, 821
格等を	航			空				機			8, 91	3, 422			;	8, 891	, 559	43, 728				8,	847, 831
決定	車	両	及	び	運	į į	般	具			286, 48	1,840			28	5, 028	, 535	1, 116, 483				283,	912, 052
したぇ	工	具・	器	具	及	び	備	品品		7,	757, 53	3, 722			7, 74	1, 415	, 567	13, 880, 274			7,	727,	535, 293
0	小			計				(1)		47,	129, 20	2, 869			46, 25	2, 703	, 202	708, 649, 275			45,	544,	053, 927
法関第	総務	大臣が作	価格等を	を決気	定し、	配分	したも	の		23,	132, 17	4, 511			20, 38	4, 752	, 460	_					_
法関 第 三八·	道府	県知事な	が価格等	テを決	定定し、	配分	したも	の		1,	251, 99	7, 392			93	3, 692	, 390	_					_
九 条係	小			計				(二)		24,	384, 17	1, 903			21, 31	8, 444	, 850	_					_
法第7	743 条 定した	第1項の もの	規定に	よりう	道府県	·知事	が価格	·等 (ホ)			289, 03	3, 252			27	8, 906	, 868	_					_
合				计			+(二)+			71,	802, 40	8, 024			67, 85	0, 054	, 920	_					-
同上	市	町	村		分	0)		額				-			67, 85	0, 054	, 920	_					_
同上内訳	道	府	県		分	0)		額				_					-	-					_

(4) 町 村 計

																					(1 1	. 1 17/
																	課税標準	額	の	内	訳	
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	Ø)	も の (ロ)
市	構			築			物		1,	, 755, 04	6, 441			1, 696	5 , 103,	, 883	52, 100, 181			1,	644, 0	03, 702
市町村長が価格等を決定したも	機	械	7.	支	び	装	置		4,	, 426, 31	5, 801			4, 342	2, 522,	, 230	63, 617, 030			4,	278, 9	05, 200
が価値	船						舶			54, 03	8, 305			29	9, 433,	, 986	21, 179, 691				8, 2	54, 295
格 等 **	航			空			機			7, 39	1,777				7, 351,	, 817	79, 922				7, 2	71, 895
決定	車	両	及	び	運	搬	. 具			51, 97	5, 938			5	1, 903,	, 644	61, 476				51, 8	42, 168
した。	工	具 ·	器	具	及	びも	備 品			956, 47	2, 442			950), 296,	, 269	4, 682, 159				945, 6	14, 110
0	小			計			(/ \)		7,	, 251, 24	0, 704			7, 077	7, 611,	, 829	141, 720, 459			6,	935, 8	91, 370
法関第	総務	大臣が	価格等	を決	定し、	配分し	たもの		7,	, 827, 38	1, 478			7, 038	3, 051,	, 828	_					-
法関第 三八·	道府!	県知事7	が価格	等を決	夬定し、	配分し	たもの			882, 60	7, 370			809	9, 664,	, 733	_					-
九条係	小			計			(=)		8,	, 709, 98	8, 848			7, 847	7, 716,	, 561	_					-
法第7を決分	743 条第 官した §	第1項の)規定	により	道府県	:知事が	価格等			176, 40	9, 658			162	2, 575,	, 237	_					-
合				計		(/)+	(二)+(示)		16,	, 137, 63	9, 210			15, 087	7, 903,	, 627	_					-
同上	市	町	木	寸	分	Ø	額				-			14, 890), 339,	, 150	_					-
同上内訳	道	府	ļ	Ī,	分	の	額				-			197	7, 564,	, 477						_

② 個 人 (1) 全 国 計

(単位:千円)

																				(-1		1 1 3/
																	課税標準	額の)内	訳		
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)]	以 夕	ト の	ŧ	の (ロ)
市	構			築			物			684, 53	8, 637			682	2, 273,	393	3, 109, 699			679	, 163	, 694
村	機	械	Ŋ	ž	び	装	置			299, 16	7, 674			298	8, 879,	187	269, 503			298	, 609	, 684
が価	船						舶			49, 29	2, 719			25	5, 838,	774	22, 204, 196			3	, 634	, 578
格等を	航			空			機			20	6, 820				26,	820	_				26	, 820
決定	車	両	及	び	運	搬	具			8, 34	3, 285			8	3, 338,	607	5, 114			8	, 333	, 493
市町村長が価格等を決定したもの	エ	具・	器	具	及	び 備	İ			252, 66	5, 500			252	2, 627,	560	32, 741			252	, 594	, 819
0	小			計			(/ \)		1	, 294, 03	4, 635			1, 267	, 984,	341	25, 621, 253			1, 242	, 363	, 088
法関第	総務	大臣が作	西格等	を決	定し、	配分した	たもの			3, 85	3, 936			16	5, 695,	080	_					-
法関 第 三八·	道府!	県知事な	ぶ価格	等を決	央定し、	配分し	たもの			1:	2, 692				2,	115	_					-
九条係	小			計			(=)			3, 86	6, 628			16	5, 697,	195	_					-
法第7	- 743 条第 定した §	第1項の もの	規定	により	道府県	知事が何	西格等 (ホ)				_					_	_					-
合				計			二) + (お)		1	, 297, 90	1, 263			1, 284	, 681,	536	_					-
同上	市	町	木	ţ	分	0	額				_			1, 284	, 681,	536	_					-
同上内訳	道	府	県	Į	分	0)	額				_					-	_					-

(2) 大都市計

																								(+-17		
																		課税	標	準	額	の	内	訳		
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標の適用				(1)	以	外	の	•	の (ロ)
市	構			築			物			236, 654	4, 595			236	6, 645,	, 821			3, 7	746				236, 6	642, 0	75
市町村長が価格等を決定したもの	機	械)	及	び	装	置			54, 777	7, 282			54	1, 771,	, 312			13, 5	556				54,	757, 7	56
が価	船						舶			2, 035	5, 879			1	1, 308,	, 794			757,	181				į	551, 6	13
格等を	航			空			機			8	8, 821				8,	, 821				-					8, 8	21
決定	車	両	及	び	運	搬	具			296	6, 361				296,	, 362				-				4	296, 3	62
したぇ	エ	具・	器	具	及	びり	# 品			84, 286	6, 688			84	1, 286,	, 095			1, 2	281				84, 2	284, 8	14
0	小			計			(/ \)			378, 059	9, 626			377	7, 317,	, 205			775,	764				376, 5	541, 4	:41
法関第	総務	大臣が	価格等	等を決:	定し、	配分し	たもの				-					-				-						-
法関 第 三八·	道府	県知事	が価格	\$等を決	夬定し、	配分し	たもの				-					-				-						-
九条係	小			計			(二)				-					-				-						-
法第7を決定	743 条 とした	第1項の もの	D規定	により	道府県	:知事が	価格等				_					_				-						-
合				計			(二) + (計)			378, 059	9, 626			377	7, 317,	, 205				-						-
同上内訳	市	町	ŧ	寸	分	0)	額				_			377	7, 317,	, 205				-						-
内訳	道	府	Ì		分	0)	額				-					-				-						-

(3) 都 市 計

																	v					(単型	<u> </u>	1 1/
																	課税標	準	額	の	内	訳		
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例表の適用を受ける。		(1)	以	外	0	•	の (ロ)
市	構			築			物			359, 502	2, 360			358	3, 905	, 927	648,	790				358, 2	257, 13	 37
市町村長が価格等を決定したも	機	械	Ī,	及	び	装	置			158, 84	1, 402			158	3, 659	, 250	125,	807				158, 5	533, 4	43
が価格	船						舶			29, 688	8, 142			15	5, 445	, 324	13, 474,	205				1, 9	971, 1	19
恰等を	航			空			機			17	7, 689				17	, 689		-					17, 68	89
決定	車	両	及	び	運	į h	5 具			3, 647	7, 809			3	3, 646	, 162	2,	083				3, 6	644, 0'	79
したも	工	具·	器	具	及	び	備品			145, 277	7, 282			145	5, 256	, 842	15,	222				145, 2	241, 62	20
0	小			計			(/)			696, 974	4, 684			681	1, 931	, 194	14, 266,	107				667, 6	65, 08	87
法関第	総務	大臣が	価格等	等を決	定し、	配分し	たもの			2, 95	5, 317			16	6, 024	, 230		-						-
法関第三八	道府	県知事7	が価格	\$等を?	央定し、	配分	したもの				_					-		-						-
九 条係	小			計			(二)			2, 95	5, 317			16	6, 024	, 230		-						-
法第7	743 条 定した	第1項の もの	り規定	により	道府県	知事が	ド価格等 (ホ)				_					-		-						-
合				計			- (二) + (壮)			699, 930	0,001			697	7, 955	, 424		-						-
同上内訳	市	町	†	寸	分	の	額				-			697	7, 955	, 424		-						-
内訳	道	府	ļ	県	分	の	額				-					-		_						-

(4) 町 村 計

																						(1 1-	<u> </u>
																		課税標準	額	の	内	訳	
	種					類			決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定の適用を受けるもの	(1)	以	外	0)	も の (ロ)
市	構			築				物			88, 38	1,682			80	6, 721	, 645	2, 457, 163				84,	264, 482
市町村長が価格等を決定したもの	機	械	及	ž	び	岩	Ę	置			85, 548	8, 990			8	5, 448	, 625	130, 140				85,	318, 485
が価値	船							舶			17, 568	8, 698			9	9, 084	, 656	7, 972, 810				1,	111, 846
格等を	航			空				機				310					310	_					310
決定	車	両	及	び	運		搬	具			4, 399	9, 115			4	4, 396	, 083	3, 031				4,	393, 052
したま	工	具 ・	器	具	及	び	備	品口			23, 10	1,530			23	3, 084	, 623	16, 238				23,	068, 385
0	小			計				(١١)			219, 000	0, 325			208	8, 735	, 942	10, 579, 382				198,	156, 560
法関第	総務	大臣が作	西格等	を決	定し、	配分	したも	50			898	8, 619				670	, 850	_					-
法関 第 三八·	道府	県知事な	が価格	等を決	央定し、	、配分	うした?	もの			12	2, 692				2	, 115	_					-
九 条係	小			計				(二)			91	1, 311				672	, 965	_					-
法第7	743 条 定した	第1項の もの	規定	により	道府県	具知事	が価格	各等 (ホ)				-					-	_					-
合				計		(1)) + (二) +	+ (未)			219, 91	1,636			209	9, 408	, 907	-					-
同上内訳	市	町	木	 ;	分	0.)	額				-			209	9, 408	, 907	-					-
内訳	道	府	県	Į	分	0.)	額				_					-	-					-

																							7/
																	課税標準	額	0)	内	訳		
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	0		の (ロ)
市	構			築			物		18,	873, 79	2, 273			18, 400), 617,	055	429, 396, 328			17,	971, 2	220, 72	27
时	機	械	及	ž	び	装	置		40,	160, 35	4, 785			39, 399	9, 612,	674	591, 226, 406			38,	808, 3	386, 26	38
が価	船						舶			344, 25	4, 435			200), 077,	733	123, 258, 792				76, 8	318, 94	ł1
格 等 た	航			空			機			27, 01	5, 484			26	5, 894,	964	241, 043				26, 6	653, 92	21
決定	車	両	及	び	運	搬	具			456, 05	1,086			450), 295,	898	5, 424, 418				444, 8	371, 48	30
町村長が価格等を決定したもの	エ	具・	器	具	及	び備	Î		14,	065, 10	1, 436			14, 028	3, 471,	990	53, 222, 246			13,	975, 2	249, 74	ł4
0	小			計			(/ \)		73,	926, 56	9, 499			72, 505	5, 970,	314	1, 202, 769, 233			71,	303, 2	201, 08	31
法関第	総務	大臣が信	m格等	を決	定し、「	配分しア	たもの		40,	356, 05	2, 978			35, 879), 258,	788	_						-
法関 第 三八·	道府	県知事か	『価格	等を決	央定し、	配分し	たもの		2,	413, 03	7, 715			1, 990), 085,	446	_						-
九条係	小			計			(=)		42,	769, 09	0, 693			37, 869), 344,	234	_						-
法第7を決定	743 条第 定した ^さ	第1項の もの	規定	により	道府県	知事が何	西格等 (ホ)			465, 44	2,910			441	, 482,	105	_						-
合				計			二) + (ホ)		117,	161, 10	3, 102		1	10, 816	5, 796,	653	_						-
同上	市	町	木		分	0	額				_		1	10, 619	9, 232,	176	_						-
同上内訳	道	府	県	Į	分	0)	額				-			197	7, 564,	477	_						-

(2) 大都市計

																							. 111/
																	課税	標	準 額	の	内	訳	
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特の適用を受け	るも	(イ)	以	外	Ø	も (ロ)
市	構			築			物		6,	793, 80	3, 065			6, 675	5, 025,	, 510	107	, 937, 0	59		6,	567, 0	88, 451
市町村長が価格等を決定したも	機	械	7.	支	び	装	置		7,	910, 12	3, 799			7, 688	3, 134,	, 030	194	, 732, 7	70		7,	493, 40	01, 260
が価値	船						舶			102, 33	1, 472			65	5, 985,	, 709	35	, 514, 92	20			30, 4	70, 789
格 等 **	航			空			機			10, 72	8, 284			10), 669,	, 587		117, 39	93			10, 5	52, 194
決定	車	両	及	び	運	搬	具			125, 64	0, 232			121	1, 405,	, 964	4	, 251, 57	73			117, 1	54, 391
したメ	工	具・	器	具	及	びり	带 品		5,	519, 47	4, 084			5, 505	5, 101,	, 619	34	, 691, 27	73		5,	470, 4	10, 346
0	小			計			(/ \)		20,	462, 10	0, 936			20, 066	5 , 322,	, 419	377	, 244, 98	38		19,	689, 0	77, 431
法関第	総務	大臣が	価格等	を決:	定し、	配分し	たもの		9,	400, 35	0, 925			8, 473	3, 149,	, 580			-				-
法関 第 三八·	道府	県知事を	が価格	等を決	夬定し、	配分し	たもの			278, 44	5, 645			246	5 , 730,	, 438			-				-
九条係	小			計			(二)		9,	678, 79	6, 570			8, 719	9, 880,	, 018			-				-
法第7を決定	743 条 定した	第1項の もの)規定	により	道府県	:知事が	価格等				_					-			-				-
合				計		(/ 1) +	(二) + (示)		30,	140, 89	7, 506			28, 786	6, 202,	, 437			-				-
同上内訳	市	町	木	寸	分	0)	額				-			28, 786	6, 202,	, 437			-				-
内訳	道	府	ļ	Į.	分	0)	額				-					_			-				_

(3) 都 市 計

																										(+1-1-	4. 干円)
																			課	税	標	準	額	0)	内	訳	
	種					類	Ę		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標の適用					(1)	以	外	0)	も の (ロ)
市	構			築				物		10,	413, 32	4, 449			10, 116	6, 209	, 307			271,	816,	251			9,	844,	393, 056
市町村長が価格等を決定したもの	機	械	D.	支	び	鈭	Ę	置		27,	909, 46	4, 175			27, 454	4, 405	, 039			333,	006,	746			27,	121,	398, 293
が価格	船							舶			205, 45	3, 356			113	3, 742	, 694			74,	536, 9	991				39,	205, 703
 	航			空				機			8, 89	5, 733			8	8, 873	, 870				43,	728				8,	830, 142
決定	車	両	及	び	迫	Ē	搬	具			282, 83	4, 031			283	1, 382	, 373			1,	114,	400				280,	267, 973
したよ	工	具・	器	具	及	び	備	ПП		7,	612, 25	6, 440			7, 596	6, 158	, 725			13,	865,	052			7,	582,	293, 673
0	小			計				(/ \)		46,	432, 22	8, 184			45, 570	0, 772	, 008			694,	383,	168			44,	876,	388, 840
法関第	総務	大臣が作	価格等	を決:	定し、	配分	した	もの		23,	129, 21	9, 194			20, 368	8, 728	, 230					-					-
法関第三八	道府	県知事な	が価格	等を決	央定し	、配分	うした	もの		1,	251, 99	7, 392			933	3, 692	, 390					-					-
九 条係	小			計				(二)		24,	381, 21	6, 586			21, 302	2, 420	, 620					-					-
法第7	743 条 定した	第1項の もの	規定	により	道府県	具知事	が価	格等(示)			289, 03	3, 252			278	8, 906	, 868					-					-
合				計		(1)) + (二)	+(壮)		71,	102, 47	8, 022			67, 152	2, 099	, 496					-					-
同上内訳	市	町	木	寸	分	O,)	額				-			67, 152	2, 099	, 496					-					-
内訳	道	府	ļ	1	分	Ø,)	額				-					-					-					_

(4) 町 村 計

																	課税標準	額	の	内	訳	
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	0)	も の (ロ)
市	構			築			物		1,	666, 66	4, 759			1, 609), 382,	, 238	49, 643, 018			1,	559, 7	39, 220
- 村 - 長	機	械	及		び	装	置		4,	340, 76	6, 811			4, 257	, 073,	, 605	63, 486, 890			4,	193, 5	86, 715
市町村長が価格等を決定したも	船						舶			36, 46	9, 607			20), 349,	, 330	13, 206, 881				7, 1	42, 449
格等を	航			空			機			7, 39	1, 467			7	, 351,	, 507	79, 922				7, 2	71, 585
決定	車	両	及	び	運	搬	具			47, 57	6, 823			47	, 507,	, 561	58, 445				47, 4	49, 116
したま	工	具・	器	具	及	びが	1 品			933, 37	0, 912			927	, 211,	, 646	4, 665, 921				922, 5	545, 725
0	小			計			(/)		7,	032, 24	0, 379			6, 868	8, 875,	, 887	131, 141, 077			6,	737, 7	34, 810
法関第	総務	大臣が信	m格等	を決	定し、「	配分し	たもの		7,	826, 48	2, 859			7, 037	', 380,	, 978	_					_
法関第三八	道府!	県知事か	3価格	等を決	央定し、	配分し	たもの			882, 59	4, 678			809	, 662,	618	_					_
九 条係	小			計			(=)		8,	709, 07	7, 537			7, 847	, 043,	, 596	_					_
法第7を決定	743 条第 官した §	第1項の もの	規定に	こより	道府県	知事が	価格等 (ホ)			176, 40	9, 658			162	2, 575,	, 237	_					_
合				計			二) + (ホ)		15,	917, 72	7, 574			14, 878	3, 494,	, 720	_					_
同上	市	町	村		分	0)	額				-			14, 680), 930,	, 243	_					-
同上内訳	道	府	県	;	分	0)	額							197	7, 564,	, 477	_					